

令和 8 年第 2 回 邑南町議会定例会（第 5 日目）会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 3 月 3 日（令和 8 年 2 月 26 日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和 8 年 3 月 17 日（火） 午後 1 時 15 分
 散会 午後 3 時 06 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 11 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
		2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 1 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子						

8. 地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長補佐	田村 由理
羽須美支所課長補佐	本多真由美	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝	監査委員	迫田 悦三		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 事務局調整監 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	宮田 博	9 番	中村 昌史

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和8年第2回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和8年3月17日（火）午後1時15分開議

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第3号 政府に所得補償(直接支払い)制度の実現を求める請願書
- 日程第3 陳情第5号 mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
- 日程第4 請願第1号 地域運営組織が設立された地区の公民館体制(公民館主事)の継続について
- 日程第5 議案第2号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正
- 日程第6 議案第3号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正
- 日程第7 議案第4号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正
- 日程第8 議案第5号 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正
- 日程第9 議案第6号 邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正
- 日程第10 議案第7号 邑南町いこいの村しまね条例の一部改正
- 日程第11 議案第8号 いわみ温泉活用施設条例の一部改正
- 日程第12 議案第9号 邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正
- 日程第13 議案第10号 邑南町香木の森公園条例の一部改正
- 日程第14 議案第11号 邑南町定住住宅管理条例の一部改正

- 日程第15 議案第12号 邑南町奨学基金条例の一部改正
- 日程第16 議案第13号 邑南町研修施設条例の一部改正
- 日程第17 議案第14号 邑南町学校給食費条例の一部改正
- 日程第18 議案第15号 瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正
- 日程第19 議案第16号 邑南町奨学生審査会条例の一部改正
- 日程第20 議案第17号 邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正
- 日程第21 議案第18号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- 日程第22 議案第19号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第23 議案第20号 邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正
- 日程第24 議案第21号 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- 日程第25 議案第22号 邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止
- 日程第26 議案第23号 邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第27 議案第24号 財産の無償譲渡（公営住宅）
- 日程第28 議案第25号 邑南町第3次総合振興計画の策定
- 日程第29 議案第26号 邑南町過疎地域持続的発展計画の策定
- 日程第30 議案第27号 邑南町観光戦略の廃止
- 日程第31 議案第28号 指定管理期間の変更（高齢者ふれあいプラザ）
- 日程第32 議案第29号 指定管理者の指定（納骨堂「無量寿堂」）
- 日程第33 議案第30号 指定管理者の指定（自治会館）

- 日程第34 議案第31号 指定管理者の指定
(邑南町青少年旅行村)
- 日程第35 議案第32号 指定管理者の指定
(邑南町三江線鉄道公園)
- 日程第36 議案第33号 指定管理者の指定
(邑南町農産物処理加工施設)
- 日程第37 議案第34号 指定管理者の指定
(邑南町川舟管理施設)
- 日程第38 議案第35号 指定管理者の指定
(邑南町共同処理加工場)
- 日程第39 議案第36号 指定管理者の指定
(邑南町農業近代化施設「邑南町育苗施設」)
- 日程第40 議案第37号 指定管理者の指定
(邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設)
- 日程第41 議案第38号 指定管理者の指定
(邑南町堆肥化処理施設基幹処理場)
- 日程第42 議案第39号 指定管理者の指定
(邑南町木質バイオマスチップ製造施設)
- 日程第43 議案第40号 町道路線の廃止
(1 路線の廃止)
- 日程第44 議案第41号 町道路線の認定
(1 路線の認定)
- 日程第45 議案第42号 令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第11号
- 日程第46 議案第43号 令和 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第 5 号
- 日程第47 議案第44号 令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計

補正予算第 5 号

- 日程第48 議案第45号 令和 7 年度 邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第 3 号
- 日程第49 議案第46号 令和 8 年度 邑南町一般会計予算
- 日程第50 議案第47号 令和 8 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第51 議案第48号 令和 8 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
- 日程第52 議案第49号 令和 8 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第53 議案第50号 令和 8 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算
- 日程第54 議案第51号 令和 8 年度 邑南町水道事業会計予算
- 日程第55 議案第52号 令和 8 年度 邑南町下水道事業会計予算
- 日程第56 発委第 1 号 邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正
- 日程第57 発委第 2 号 農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める
意見書の提出
- 日程第58 発委第 3 号 国民に対し mRNA ワクチン関連の正確な情報周知を行う
ことを求める意見書の提出
- 日程第59 発議第 1 号 竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の
制定を求める意見書の提出
- 日程第60 閉会中の継続調査の付託
- 日程第61 議員派遣

令和8年第2回 邑南町議会定例会（第5日目） 会議録

【令和8年3月17日（火）】

—— 午後1時15分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（ 開議宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第1 会議録署名議員の指名 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番宮田議員。9番中村議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第2 請願第3号

政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める  
請願書 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、請願第3号政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書を議題といたします。令和7年第8回邑南町議会定例会において請願第3号が、産業建設常任委員会に付託されております。請願第3号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中産業建設常任委員会委員長。

（ 山中産業建設常任委員会委員長登壇 ）

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 令和8年3月17日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。産業建設常任委員会委員長、山中康樹。請願審査報告書。本委員

会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告をします。記。請願審査報告について。受理番号、請願第3号。付託年月日、令和7年12月2日。件名、政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願書。審査結果、不採択。委員会の意見。この請願は、邑南農民センター代表石橋博氏から提出をされました。請願内容は、農家の生産を下支えする価格補償・所得補償制度の確立を求める意見書を政府に送付することを求める内容です。審査の結果、請願趣旨の文面に、①前政権は農政の誤りを認めた、②高市政権は、需要に応じた生産量へ逆戻りをした、とありました。委員会として、個人名での批判を載せたまま意見書の提出をすることは好ましくない意見がありました。また、価格補償や所得補償制度の実現を求めることには同感ですが、具体的な説明補足は必要であるという結論に至りました。結果全員一致で不採択とし、委員会発委で請願者の願意を取り入れた意見書を提出することで一致しました。以上でございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（ 山中産業建設常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、不採択です。したがって討論は、原案である請願第3号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。はじめに、賛成討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 請願第3号政府に所得補償制度の実現を求める請願について、賛成の討論を行います。請願趣旨にもあるように、物価上昇が国民生活を苦しめ資材価格が高騰しても販売価格に転嫁できず、苦しい営農を強いられています。また気候危機により、あらゆる耕畜種が打撃を受けている中農産物を安定的に供給する土台づくりも求められています。先ほどの委員長報告の中にありましたが、時の政権の施策が農政に大きく影響したことは事実です。所得補償は、農産物や販売量にか

かわりなく耕作面積や家畜単位など一定の基準で農家の所得を補償する仕組みで、農業の多面的な機能の発揮、条件の悪い土地での営農を補償する施策です。農家を下支えする重要な制度です。農業と農山村の再生、食料自給率向上のためにも本請願は採択すべきとして、賛成の討論といたします。御賛同よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 議長、6番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 6番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 請願第3号政府に所得補償制度の実現を求める請願書について、反対討論いたします。標記の件につき、2025年11月に日本農業新聞に、米政策への期待や生産資材高騰による影響を聞いた中で1番多かったのが、所得補償の新設を求める声でありました。政府は、2027年から水田政策を見直す水田活用の直接支払交付金の見直し等を検討するということで、現在国の農林部会で対応が進んでいると聞いています。私は、産業建設常任委員会のメンバーの1人です。請願者の願意は理解できますが委員会の意見にもありますように、地方議会として、政党・個人名を批判してあるものを採択することは好ましくないとの立場で、本件は全員一致で不採択としました。委員会では、その後発委で願意を充実させた内容で意見書を提出することで一致しました。以上のとおり、私は本件について反対の立場でございます。議員各位の御賛同をお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。したがって、原案について採決をいたします。請願第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手少数 ）



●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成少数。したがって、請願第3号は不採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 陳情第5号

mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）
接種事業中止の意見書提出を求める陳情書 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、陳情第5号mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を、議題といたします。令和7年第8回邑南町議会定例会において陳情第5号が、総務教民常任委員会に付託されております。陳情第5号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 議長、2番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2番、奈須総務教民常任委員会委員長。
（ 奈須総務教民常任委員会委員長登壇 ）

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 令和8年3月17日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。総務教民常任委員会委員長、奈須正宜。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。陳情審査報告について。受理番号、陳情第5号。付託年月日、令和7年12月2日。件名、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書。審査結果、不採択。委員会の意見。この陳情は戸津川良氏から提出されたもので、国にmRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情である。当委員会では、提出者の戸津川良氏を参考人招致し陳情の趣旨を確認した。また、本町保健課にも予防接種制度やmRNAワクチンについての説明を求め、当委員会でも審査した。その結果、副反応疑い報告及び健康被害救済制度の審査状況の情報公開やワクチン接種の有効性とリスク双方についての情報提供を徹底するなどの趣旨は理解した。しかし、任意の判断により実施している予防接種事業の中止は現時点では現実的ではないと判断し、全員反対でこの陳情は不採択とした。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。

（ 奈須総務教民常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、不採択です。したがって討論は、原案である陳情第5号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。はじめに、賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。したがって、原案について採決をいたします。陳情第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手なし ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成なし。したがって、陳情第5号は不採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 請願第1号

地域運営組織が設立された地区の公民館体制

（公民館主事）の継続について ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第4、請願第1号地域運営組織が設立された地区の公民館体制（公民館主事）の継続についてを議題といたします。今定例会において、請願第1号が総務教民常任委員会に付託されております。請願第1号の審査結果について、委員長の報告を求めます。

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 議長、2番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2番、奈須総務教民常任委員会委員長。  
（ 奈須総務教民常任委員会委員長登壇 ）

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 令和8年3月17日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。総務教民常任委員会委員長、奈須正宜。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記。請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、令和8年3月3日。件名、地域運営組織が設立された地区の公民館体制（公民館主事）の継続について。審査結果、採択。委員会の意見。この請願は、出羽自治会、会長木村浩善氏。井原自治会、会長林田知樹氏。ひぬい自治会、会長古田五二嗣氏。3自治会長から提出されたものである。町に対し、地域運営組織が設立された地区の公民館体制（公民館主事）の継続を求める請願である。当委員会では、提出者の木村浩善氏、林田知樹氏、古田五二嗣氏を参考人招致し、請願の趣旨と、3自治会の実状を確認した。審査した結果、地域運営組織が軌道にのるまでは、地域コミュニティの在り方基本方針にあるように、公民館主事を社会教育スタッフとして配置したまま、地域運営組織がコミュニティセンターの管理・運営を受託し、連携して地域づくりと社会教育を一体的に実施する形がよいと考える。現段階では各地域の実態を十分に把握せず拙速に打ち出されたものであり、公民館主事を常駐させないことは時期早尚であると判断し、全員賛成でこの請願を採択した。今後の公民館の在り方については、教育委員会と協議しながら円滑に運営を進めていただきたい。措置、請願書を執行部に送付する。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、質疑を終わります。  
（ 奈須総務教民常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。本件に対する委員長の報告は、採択です。したがって討論は、原案である請願第1号に対する反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので、討論を終わりこれより採決に入ります。本件に対する委員長報告は採決とすべきものであります。請願第1号について、委員長報告のとおり採決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第5 議案第2号

邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第5、議案第2号邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第6 議案第3号

**邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収  
条例の一部改正**　　)

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第 6、議案第 3 号邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　全員賛成。したがって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（　日程第 7　議案第 4 号

**邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担に関する条例の一部改正**　　)

●漆谷議長（漆谷光夫）　　日程第 7、議案第 4 号邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　賛成討論はありませんか。

（　「ありません」の声あり　）

●漆谷議長（漆谷光夫）　　無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

（　挙手全員　）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第8 議案第5号  
 邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園  
 条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第8、議案第5号邑南町自治会館、多目的集会所及び農村公園条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第9 議案第6号
 邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の
 一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第9、議案第6号邑南町町営バス条例及び邑南町バス料金条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第10 議案第7号  
邑南町いこいの村しまね条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第10、議案第7号邑南町いこいの村しまね条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第11 議案第8号
いわみ温泉活用施設条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第11、議案第8号いわみ温泉活用施設条例の一部

改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第12 議案第9号

邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第12、議案第9号邑南町農林漁業体験施設条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第13 議案第10号

邑南町香木の森公園条例の一部改正)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第13、議案第10号邑南町香木の森公園条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第14 議案第11号

## 邑南町定住住宅管理条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第14、議案第11号邑南町定住住宅管理条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 1 5 議案第 1 2 号
邑南町奨学基金条例の一部改正)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 5、議案 1 2 号邑南町奨学基金条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 1 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 1 6 議案第 1 3 号  
邑南町研修施設条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 6、議案第 1 3 号邑南町研修施設条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 1 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第 1 3 号は原案のとおり決

定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 17 議案第 14 号
邑南町学校給食費条例の一部改正)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 17、議案 14 号邑南町学校給食費条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 14 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 18 議案第 15 号  
瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 18、議案第 15 号瑞穂ハンザケ自然館条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 15 号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第１５号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第１９ 議案第１６号
 邑南町奨学生審査会条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第１９、議案第１６号邑南町奨学生審査会条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第１６号に賛成の方の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第１６号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第２０ 議案第１７号  
 邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第２０、議案第１７号邑南町職員の旅費に関する条例の全部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第１７号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第１７号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第２１ 議案第１８号

邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び
旅費に関する条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第２１、議案第１８号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第１８号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第１８号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第２２ 議案第１９号

邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第２２、議案第１９号邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより

討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第23 議案第20号

邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第23、議案第20号邑南町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第24 議案第21号

## 邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第24、議案第21号邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第25 議案第22号

邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第25、議案第22号邑南町高齢者ふれあいプラザ条例の廃止を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第22号は原案のとおり決

定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 2 6 議案第 2 3 号

邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 2 6、議案第 2 3 号邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案第 2 3 号邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行います。いわゆるこども誰でも通園制度は、2024 年 6 月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立したことによる制度です。背景には、子育ての多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えていて支援を求めている状況があり、保育所に通っていない子どもも含め全ての子どもの育ちを応援し、上質な成長環境を整備することを目指しています。この制度の子育ての不安から孤立する保護者を支援し、全ての子どもの育ちを応援するという理念は共有できるものです。2024 年から試行的に実施していますが、その中間取りまとめもされています。その中では幾つかの課題もあります。利用時間の制限。保育士の配置基準。子どもにとっては慣らし保育もなく、初めての施設で初対面の大人に預けられる子どものストレス。慣れない子どもを見守る職員への負担など課題は多いと思います。子どもの安全を守ることが第一です。2026 年度から全自治体で実施されますが、現場の声を聞き取り自治体から国へ要望を上げていくことも必要です。制度に課題もあることから、本条例の制定に反対いたします。御賛同よろしくをお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●奈須議員（奈須正宜） 議長、2 番。



●漆谷議長（漆谷光夫） 2 番、奈須議員。

●奈須議員（奈須正宜） 議案第 2 3 号 邑南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。この条例は、子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に対する基準を定めるものであり、特定乳児等通園支援事業者が良質かつ適切であり、かつ子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を等しく確保されることを目指すことを目的としている条例であることと、国が進めようとしている事業であることから、本議案に賛成します。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 2 3 号に賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第 2 3 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 2 7 議案第 2 4 号
財産の無償譲渡（公営住宅） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 2 7、議案第 2 4 号財産の無償譲渡を、議題いたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第28 議案第25号  
邑南町第3次総合振興計画の策定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第28、議案第25号邑南町第3次総合振興計画の策定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第29 議案第26号
邑南町過疎地域持続的発展計画の策定 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第29、議案第26号邑南町過疎地域持続的発展計画の策定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありません

か。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第30 議案第27号  
邑南町観光戦略の廃止 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第30、議案第27号邑南町観光戦略の廃止を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第31 議案第28号
指定管理期間の変更（高齢者ふれあいプラザ）)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第31、議案第28号指定管理期間の変更を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第32 議案第29号

指定管理者の指定（納骨堂「無量寿堂」） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第32、議案第29号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第29号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3 3 議案第 3 0 号

指定管理者の指定 (自治会館))

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 3 3、議案第 3 0 号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 0 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第 3 0 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 3 4 議案第 3 1 号

指定管理者の指定 (邑南町青少年旅行村) )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 3 4、議案第 3 1 号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長 (漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3 5 議案第 3 2 号

指定管理者の指定 (邑南町三江線鉄道公園))

●漆谷議長 (漆谷光夫) 議案第 3 2 号につきましては中村議員に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により中村議員を除斥したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 異議なしと認めます。したがって、中村議員を除斥することに決定いたしました。中村議員の退場を求めます。

(中村議員退場)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 3 5、議案第 3 2 号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり決定いたしました。

●漆谷議長 (漆谷光夫) ここで、退場されております中村議員の入場を求めます。

(中村議員入場)

~~~~~○~~~~~

( 日程第 3 6 議案第 3 3 号

## 指定管理者の指定（邑南町農産物処理加工施設）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第36、議案第33号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第33号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第37 議案第34号

指定管理者の指定（邑南町川舟管理施設） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第37、議案第34号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第34号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 3 8 議案第 3 5 号

指定管理者の指定 ( 邑南町共同処理加工場 ) )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 日程第 3 8、議案第 3 5 号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 5 号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長 ( 漆谷光夫 ) 全員賛成。したがって、議案第 3 5 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 3 9 議案第 3 6 号

指定管理者の指定

(邑南町農業近代化施設「邑南町育苗施設」))

●漆谷議長 (漆谷光夫) 日程第 3 9、議案第 3 6 号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長 (漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 3 6 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第３６号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４０ 議案第３７号  
指定管理者の指定  
（邑南町農林水産物集出荷貯蔵施設） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４０、議案第３７号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３７号に賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第３７号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４１ 議案第３８号
指定管理者の指定
（邑南町堆肥化处理施設基幹処理場） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４１、議案第３８号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３８号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第３８号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４２ 議案第３９号

指定管理者の指定

（ 邑南町木質バイオマスチップ製造施設 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４２、議案第３９号指定管理者の指定を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第３９号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第３９号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４３ 議案第４０号

町道路線の廃止（１路線の廃止） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４３、議案第４０号町道路線の廃止を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第44 議案第41号  
町道路線の認定（1路線の認定） ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第44、議案第41号町道路線の認定を、議題いたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第41号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第45 議案第42号
令和7年度邑南町一般会計補正予算第11号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第45、議案第42号令和7年度邑南町一般会計補

正予算第11号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第42号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第46 議案第43号

令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第5号 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第46、議案第43号令和7年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長(漆谷光夫) 全員賛成。したがって、議案第43号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第 4 7 議案第 4 4 号

令和 7 年度 邑南町 国民健康保険 直営診療所事業特別会計
補正予算第 5 号)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 4 7、議案第 4 4 号 令和 7 年度 邑南町 国民健康保険 直営診療所事業特別会計補正予算第 5 号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第 4 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第 4 4 号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 4 8 議案第 4 5 号

令和 7 年度 邑南町 電気通信事業特別会計  
補正予算第 3 号 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 4 8、議案第 4 5 号 令和 7 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 3 号を、議題といたします。これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

( 「ありません」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。

す。議案第４５号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第４５号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第４９ 議案第４６号

令和８年度邑南町一般会計予算 ）

（ 日程第５０ 議案第４７号

令和８年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算 ）

（ 日程第５１ 議案第４８号

令和８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業
特別会計予算 ）

（ 日程第５２ 議案第４９号

令和８年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算 ）

（ 日程第５３ 議案第５０号

令和８年度邑南町電気通信事業特別会計予算 ）

（ 日程第５４ 議案第５１号

令和８年度邑南町水道事業会計予算 ）

（ 日程第５５ 議案第５２号

令和８年度邑南町下水道事業会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第４９、議案第４６号令和８年度邑南町一般会計予算から、日程第５５、議案第５２号令和８年度邑南町下水道事業会計予算までを、一括議題といたします。なお、討論採決については議案ごとに行いますので、あらかじめ御承知おきください。予算特別委員会の報告を求めます。

●平野予算特別委員会委員長（平野一成） 議長、７番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ７番、平野予算特別委員会委員長。

（ 平野予算特別委員会委員長登壇 ）

●平野予算特別委員会委員長（平野一成） 令和８年３月１７日。邑南町議会議

長、漆谷光夫様。予算特別委員会委員長、平野一成。予算特別委員会審査報告書を読み上げます。令和8年度邑南町各会計歳入歳出予算審査について11名の委員を選出し、添付してございます別表1のとおり予算特別委員会が設置されました。令和8年3月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第46号から議案第52号までの7件の議案審査の概要及び結果について、邑南町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。最初に審査内容でございます。報告書に記してございますとおり、議案第46号から議案第52号までの7件でございます。審査日及び審査の概要について申し上げます。令和8年3月3日に、委員長そして副委員長の互選を行いました。令和8年3月6日に、財務課、学びのまち総務課、学びのまち推進課の予算について審査を行いました。審査の項目については、報告書に記載してございますので御確認ください。2ページ目でございます。令和8年3月9日、保健課、町民課、医療福祉政策課、地域みらい課、産業支援課、水道課につきまして、予算審査を行いました。これにつきましても、各課ごとに審査の項目が記されておりますので御確認ください。4ページになります。令和8年3月11日、審査意見交換と議員間討議、そして報告書の作成を進めました。令和8年3月16日に、報告書を作成し委員で確認をいただきました。審査結果でございます。付託された議案の採決結果は、次のとおりでございます。議案第46号、賛成多数。議案第47号、賛成多数。議案第48号、全員賛成。議案第49号、賛成多数。議案第50号、全員賛成。議案第51号、全員賛成。議案第52号、全員賛成。全て原案のとおり可決すべきものと、委員会では決定いたしました。予算案の審議の後に委員間討議を行い、各委員から議案に対しまして様々な意見が出されましたが、おおむね以下の3点を委員会報告に付記いたします。一つ。財政調整基金の標準財政規模との対比において、適切な比率を保ち、災害時等の予測できない緊急事態にも備え、計画的な財政運営に努められたい。二つ。物価高騰対応重点支援臨時交付金は、令和8年度に確実に執行できるよう、適宜、事業遂行を注視し適切な実施に努めること。三つ。予算審査を行うに当たり、各課より提供いただいた令和8年度事業の新規拡充・廃止等の情報は有効であった。今後も予算書を含めて、詳細説明資料を早い時期に御提示をいただきたい。報告は以上でございます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、委員長報告は終了いたしました。議案第46号令和8年度邑南町一般会計予算から、議案第52号令和8年度邑南町下水道事業会計予算まで、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。
（ 平野予算特別委員会委員長降壇 ）

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 4 9 議案第 4 6 号  
令和 8 年度 邑南町一般会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案第 4 6 号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案第 4 6 号令和 8 年度 邑南町一般会計予算について反対討論を行います。令和 8 年度の一般会計当初予算は前年度より 1 億 5 0 0 万円の減額で、1 3 5 億 5, 8 0 0 万円が計上されています。令和 8 年度の事業では、保育料の完全無償化や小学校給食の完全無償化、補聴器購入費用の助成など評価できる事業も幾つかあります。新年度予算について指摘したい点は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の使い道についてです。8 年度の臨時交付金は、省エネ家電の買替え促進。LED 化促進。第 2 期 IC カード利用促進。中小企業小規模事業者人材確保支援。学校給食の食費値上げ分の補助。図書館図書の購入費用、などとして合計が 1 億 7, 9 0 0 万円あまりが計上されています。交付金事業は生活者と消費促進により事業者支援を行い、地域の実情に応じて細かに必要な事業を実施できるよう創設されたものです。令和 7 年度にも、エアコンやファンヒーターの購入、IC カードのポイント付与事業を行いました。全世帯を対象に生活に密着した施策として、誰もが公平に給付が受けられるように検討すべきではないでしょうか。以上の理由から、本議案の反対討論といたします。御賛同よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 8 番、宮田議員。



●宮田議員（宮田博） 令和８年度一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。議案第４６号令和８年度邑南町一般会計予算について賛成討論をいたします。令和８年度一般会計予算については、住み心地の良いまちを目指し人とひとの関わりによる協働のまちづくりを進めるための創造的チャレンジ。これをテーマにして編成されております。一般会計は、前年度比１億５００万円減。率にいたしますと、０．８％減の１３５億５，８００万円となっており、予算規模は７年度に続いて縮小しております。大型事業の終了に伴う事業費負担金等の皆減が５億１，５１０万円あるものの、人件費の大幅増加。邑智病院・邑智郡総合事務組合・江津邑智消防組合に対する一般財源負担額が増加したほか、恒常的な財源不足の状況下で町税は４８０万１，０００円増加するも、地方交付税は町税の増加額を大幅に上回る７３６万４，０００円減少したこと等により、不足する財源を調整する資金は、財政調整基金より７億７，００９万４，０００円計上しております。政策につきましては、予算特別委員会でもそれぞれの議員から指摘や意見のあった事項については、事業の目的や計画、効果などをしっかりと見極めて検討していく必要がある部分もありますが、その指摘や意見を称賛にかえる成果となることを期待しております。この議案に賛成する主な理由といたしましては、厳しい財政状況下で町民サービスの向上を図るために、当初予算編成のテーマの実現につながる脱炭素先行地域づくり事業。井原コミュニティセンター整備事業。国民スポーツ大会整備事業等の継続事業はいずれも事業費を増額しているほか、新規事業では小中学校ＧＩＧＡスクール端末更新事業。町道森実上別所維持改修事業。元気館施設維持改修工事等や物価高騰対策。猛暑対策。限られた財源の中で町民ニーズに最大限応えております。８年度においても、町民に寄り添う健全な行財政運営を求めまして、賛成討論とさせていただきます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」 の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●山中議員（山中康樹） 議長、１１番。

●漆谷議長（漆谷光夫） １１番、山中議員。

●山中議員（山中康樹） 議案第４６号令和８年度邑南町一般会計予算に賛成の立

場で発言をします。歳入歳出総額は前年度より１億５００万円の減額。率にして０．８％減の歳入歳出それぞれ１３５億５，８００万円です。賃上げや物価高騰などの影響を受ける中、大型事業の終了と事業の整理により令和７年度に続き予算規模を縮小できたこと、また町債の合計額も８億３，５８０万円と前年度より４億１，３８０万円減となっております。厳しい財政状況の中、必要な予算を確保しつつ将来を見据えた予算となっていることを評価します。内容については、町内の経済循環や事業者応援、農業農村の課題解決のための予算が計上されておることです。具体的には、邑南町省エネ家電買替え促進事業、１，２９４万円。邑南町ＬＥＤ化促進事業費、１，９９万９，０００円。第２期邑南町ＩＣカード利用促進事業、７，０９５万円。中小企業小規模事業者人材確保支援事業、７，１１５万９，０００円。国の重点支援交付金を活用し、物価高騰に苦しむ町民や事業所を幅広く応援する事業の予算となっております。また、農業農村の課題解決のための予算も入っております。私が令和７年９月議会の一般質問で、農業全般にわたる高温対策を求める質問をいたしました。令和８年度予算については、新たに邑南町農業総合事業、農作物の暑さ対策のための換気扇設備等の導入支援の予算も計上されております。今年も夏の猛暑が予想される中、その対策もしっかりと盛り込まれております。その他新規事業の中には、議員から要望が出ておりました補聴器購入助成事業１００万円や保育料第一子無償化に係る予算措置。歳入減９２３万７，０００円を一般財源に計上されるなど、福祉面におかれましても住民サービスが向上するための予算が計上されております。小中学校屋内運動場熱中症対策の整備費など、新規事業が子どもたちに優しい事業として数多く予算化されております。本予算を早期に執行され、物価高等で様々な困難に直面をしておられる町民の応援や地域課題の解決や住民福祉の増進を進められることを望み、議案第４６号に賛成をいたします。議員各位の賛同をお願いをいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第４６号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第46号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第50 議案第47号

令和8年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案47号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案第47号令和8年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論をします。本予算は、2026年度より医療保険者が保険料に上乗せして子ども・子育て支援金を徴収した内容が含まれています。そもそも子育て支援に係る財源を医療保険料に上乗せして賄おうとすること自体が間違っていると言わざるを得ず、被用者保険であるのか国保であるのかによって負担額にばらつきが生じています。また支援を拡充しようとするれば、保険料を引上げざるを得ない状況にもなります。政府は、歳出改革などによって実質的な負担は生じないなどと説明していますが、歳出改革は医療費の窓口負担や介護の利用料の増加になるもので、国民から見れば新たな負担にほかなりません。必要な財源は大企業や富裕層に応分の負担を求める税制の見直しを行い、多くの国民に負担を求めるのではなく国の責任で実施すべきです。以上のことから、本予算に反対する討論といたします。御賛同よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長、9番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 9番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 議案第47号に賛成の立場で討論を行います。国民健康

保険制度は、国民皆保険を支える最後のとりでとして重要な役割を担ってきております。平成30年度の制度改革により都道府県が財政運営の責任主体として中心的役割を担うこととなり、県・市町村・国保連合会が一体となり財政運営を行っています。令和8年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算もその方針に基づいて調整されており、国民皆保険の維持を通じて地域医療の確保、住民の健康保持に貢献できるものであると考え賛成します。議員諸兄の賛同を求めるものです。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第47号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第51 議案第48号

令和8年度邑南町国民健康保険直営診療所事業  
特別会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案第48号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第４８号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

(日程第５２ 議案第４９号

令和８年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算)

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案４９号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、５番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ５番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 議案第４９号令和８年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について反対討論をいたします。国民健康保険と同様に本予算は２０２６年度より医療保険者が保険料に上乗せをして、子ども・子育て支援金を徴収した内容が含まれています。子育て支援に係る財源を、医療保険料に上乗せして賄おうとしているものです。歳出改革などによって実質的な負担は生じないなどと説明されていますが、歳出改革は医療費の窓口負担や介護の利用料の増加となるものです。必要な財源は大企業や富裕層に応分の負担を求める税制の見直しを行い、多くの国民に負担を求めるのではなく国の責任で実施すべきものです。以上のことから、本予算に反対をいたします。御賛同よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●中村議員（中村昌史） 議長、９番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ９番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 議案第４９号に賛成の立場で討論を行います。後期高齢者医療制度は、国保制度と同様に国民皆保険の重要な制度の一つです。運営は島根県

後期高齢者医療広域連合が担っており、保険料の決定や医療費の給付などは広域連合が行っています。市町村の業務は定められた保険料の徴収を行うなどに限定されており、予算は広域連合への分担金でほぼ決定いたします。令和８年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算はこの制度にのっとり調整されており、国民皆保険の維持を通じて、地域医療の確保、住民の健康保持に貢献できるものであると考え賛成をいたします。諸兄の同意を求めます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第４９号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、議案第４９号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第５３ 議案第５０号

令和８年度邑南町電気通信事業特別会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案第５０号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第５０号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第54 議案第51号
令和8年度邑南町水道事業会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案第51号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第55 議案第52号  
令和8年度邑南町下水道事業会計予算 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより議案第52号の討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。

す。議案第５２号に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、議案第５２号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第５６ 発委第１号

邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第５６、発委第１号邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、議題といたします。提出者からの説明を求めます。

●中村議会運営委員会委員長（中村昌史） 議長、９番。

●漆谷議長（漆谷光夫） ９番、中村議会運営委員会委員長。
（ 中村議会運営委員会委員長登壇 ）

●中村議会運営委員会委員長（中村昌史） 発委第１号。令和８年３月１７日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者議会運営委員会委員長、中村昌史。邑南町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。上記議案を別紙のとおり邑南町議会会議規則第１３条第３項の規定により提出いたします。提案理由でございますが、期末手当の支給月数を変更しようとするものであります。期末手当の支給月数は、平成２１年当時リーマンショック後の深刻な景気後退により民間のボーナス支給額が大幅に減少したとき、町議会もこれに準じて減額改定を行っております。日本経済は平成２３年の東日本大震災の影響により落ち込みもありましたが、平成２５年頃から緩やかな回復局面に入っています。本来ここで元に戻すべきでありましたが今日に至るまで一度も改正されていない状況があり、今回元の支給月数に戻すものであります。２ページめくって新旧対照表を御覧ください。期末手当、第４条第２項の現行６月に支給する場合においては１００分の１５７．５を１００分の１６２．５に、１２月に支給する場合においては１００分の１６７．５を１００分の１７２．５に変更しようとするものであります。本文に戻っていただきまして、附則で条例の施行を４月１日からと規定しております。なお、この案につきましては、本年２月１６日特別

職報酬等審議会で認める旨の答申をいただいております。以上、慎重な御審議の上、適切な御判断をお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者の提案説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。

（ 中村議会運営委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発委第1号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、発委第1号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第57 発委第2号

農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める  
意見書の提出 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第57、発委第2号農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 議長、11番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 11番、山中産業建設常任委員会委員長。

（ 山中産業建設常任委員会委員長登壇 ）

●山中産業建設常任委員会委員長（山中康樹） 発委第2号。令和8年3月17

日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者産業建設常任委員会委員長、山中康樹。農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める意見書の提出。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。提案理由は口頭をもって説明をいたします。農業の再生と所得補償制度等の実現を早期に求める意見書。我が国の農業は今生産者の高齢化と後継者不足に加え、生産資材価格の高騰そして異常気象の頻発という複合的な危機に直面しており、このままでは次世代への継承が困難な状況であり、国民の命の根底である食を支える基盤が根底から揺らいでおります。先進諸国の多くが農業者の所得を直接的に補償する制度を国家の基本政策として位置づけていますが、これは食料生産が単なる一産業ではなく国民の生存と国家の独立を守るための基盤であるという共通認識があるからです。気候や市場の変動に左右されやすい農業の特性を鑑み、所得補償を行うことは我が国においては最重要な課題であります。よって、政府において農業を再生し、確固たる食料安全保障を確立すべく下記の事項を早急に実現するよう強く要望いたします。記。1、実効性のある所得補償制度の速やかな法制化。生産コストと販売価格の差額を補填することを基本とし、意欲ある全ての農業者が再生産可能となる実効性のある所得補償制度を速やかに法制化すること。その際、制度が永続的かつ安定的に運用されるよう十分な財源を確保すること。2、持続可能な農業への配慮。環境保全型農業や有機農業など環境負荷の低減に貢献し、持続可能な社会の実現に資する農業に取り組む農業者については適切な評価と環境直接支払いなどが受けられる制度設計とすること。3、現場の実情を反映した制度設計と運用。制度設計と運用に当たっては地域ごとの多様な農業の実態を十分に踏まえ、小規模・家庭経営から大規模経営まで多様な担い手の声が反映される仕組みを構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和8年3月17日。島根県邑南町議会議長、漆谷光夫。地方議会意見書の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、農林水産大臣に提出をします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で提出者の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありますか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。

（ 山中産業建設常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発委第2号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、発委第2号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第58 発委第3号

国民に対しmRNAワクチン関連の正確な情報周知を行うことを求める意見書の提出 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第58、発委第3号国民に対しmRNAワクチン関連の正確な情報周知を行うことを求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 議長、2番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2番、奈須総務教民常任委員会委員長。

（ 奈須総務教民常任委員会委員長登壇 ）

●奈須総務教民常任委員会委員長（奈須正宜） 発委第3号。令和8年3月17日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者総務教民常任委員会委員長、奈須正宜。国

民に対しmRNAワクチン関連の正確な情報周知を行うことを求める意見書を提出。
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由。町民から提出されたmRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情を審査する過程で、副反応や後遺症がある実態を理解した。これについて、町民の不安を解消するために、国において3点に取り組むよう意見書を提出するものです。内容は、別紙意見書をお読みください。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 2時49分 休憩 ——

—— 午後 2時50分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。

（ 奈須総務教民常任委員会委員長降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発委第3号に賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、発委第3号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

( 日程第 5 9 発議第 1 号

竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と  
特別措置法の制定を求める意見書の提出 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 5 9、発議第 1 号竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出を、議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野副議長（平野一成） 議長、7 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 7 番、平野議員。

●平野副議長（平野一成） 発議第 1 号。令和 8 年 3 月 1 7 日。邑南町議会議長、漆谷光夫様。提出者、邑南町議会議員、平野一成。賛成者、邑南町議会議員、山中康樹。同邑南町議会議員、辰田直久。同邑南町議会議員、中村昌史。同邑南町議会議員、宮田博。同邑南町議会議員、瀧田均。同邑南町議会議員、野田佳文。同邑南町議会議員、鍵本亜紀。同邑南町議会議員、奈須正宜。同邑南町議会議員、石國佳壽子。竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書の提出。上記の議案を、別紙のとおり邑南町議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出をいたします。提案理由でございます。本案は、国に対し竹島の領有権の早期確立を強く求めるものであります。単なる外交交渉にとどまらず、北方領土における特別措置法に準じた法的枠組みを整備すること。また、本町を含み島根県全域を竹島問題の「隣接地域」として位置づけ、国の取組を抜本的に強化することを求めるものであります。竹島の問題は国家主権に関わる最重要課題であり、国の責任において平和的に解決されなければなりません。島根県では県条例により竹島の日を制定し、世論の啓発と政府への主体的な働きかけを続けてこられました。また、隠岐の島町・隠岐諸島の関係者で構成する竹島領土権確立隠岐期成同盟会においても、長年にわたり粘り強い活動を展開されています。こうした中、本年 2 月 1 7 日隠岐の島町議会において、竹島領有権回復への取組の強化及び特別措置法の制定を求める意見書が可決されました。これを受け 2 月 2 0 日の島根県町村議会議長会定期総会の場において、隠岐の島町議会の安部大助議長より、県内各町村議会に対しても国への一致団結した働きかけへの協力要請がなされました。島根県の町村が一つになることこそが、国を動か

す原動力になるという強い信念のもと、県町村議会議長会の総意として各町村議会で同様の意見書を可決し、政府へ強く要望していく方針が決定されたところであります。竹島の領有権の早期確立は隠岐諸島のみならず、本町を含む県内全ての自治体にとって豊かな海と安全な暮らしに直結する大きな課題であります。県内全域を隣接地域として地域振興を図ることは、本町の将来にとっても極めて大きな意義を持つものと確信しております。なお、意見書が別紙にて添付されておりますので、委員の皆さん確認をしていただきたいと思います。なお、意見書の提出先は資料に添付してあるとおりでございます。以上、趣旨を説明申し上げます。議員各位の格別の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。ここで、暫時休憩いたします。

—— 午後 2時56分 休憩 ——

—— 午後 2時57分 再開 ——

●漆谷議長（漆谷光夫） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑を終わります。

（ 平野議員降壇 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

●日高議員（日高八重美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八重美） 竹島の領有権の早期確立に関する取組と特別措置法の制定を求める意見書の提出に、反対の討論を行います。最初に、日本共産党は竹島に対する日本の領有権の主張について、1905年の島根県への編入や1951年のサ

ンフランシスコ条約の条項からも国際法上の明確な根拠があると認めています。これは領有権の法的正当性を明確に肯定するものです。したがって、意見書提案者と全く同じ考えです。しかし、もう一つ重要な点があります。この法的根拠と同時に、日本が竹島を編入した1905年という時期が、韓国を武力で植民地化し、その外交権を奪っていた過程であったという事実から目をそらすべきではないという視点です。このため我が党は問題解決の第一歩として、日本側がまず過去の植民地支配への真摯な反省を明確に表明することが必要不可欠だと位置づけています。これは領有権の主張を譲歩するということではなく、冷静にかつ事実に基づいた外交交渉を行うための土台をつくるための前提条件です。さらに、この対話の実現に向け、韓国政府にも日本政府にも問題や両国関係を悪化させるような一方的な行動は慎むべきだと求めています。双方に行動の自制を促しています。以上により、日本政府に対して一方的な施策を図るような意見書を提出することに、反対をいたします。御賛同よろしく願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長、3番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 3番、鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 発議第1号に賛成の立場で討論します。島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的にも国際法的にも疑いのない我が国固有の領土です。ですが昭和27年の李承晩ラインの一方的な設定以来、韓国による不法占拠が今日まで続いており我が国の主権が著しく侵害されているのが現状です。現在北方領土に関しては、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置法に基づき元島民への支援や隣接地域の振興、国民世論の啓発が国の法的義務として強力に推進されている一方で、竹島については同様の法的枠組みが十分に整備されているとは言い難いです。竹島周辺海域における漁業秩序の混乱や地元住民が長年強いられてきた経済的・精神的負担を考慮すれば、竹島問題の解決に向けた取組は単なる外交交渉にとどまらず国内法的な支援体制の確立が不可欠です。この発議は竹島問題の解決の促進のために、北方領土における特別措置法に準じた法律の早期の制定とこの法において隠岐諸島及び島根県全域を竹島問題の隣接地域として明確に位置づけ、その上で同法に基づく広報啓発活動の抜本的強化及び不法占拠により影響を受けている地域の産業振興や基盤整備を、国の責任において強力に推進することを求めています。先月2月22日の竹

島の日式典には、お忙しい高市総理の代わりに有村治子総務会長が参列され、領土の一部を失って黙っている国民は領土の全てを失う危険を負うというドイツの法哲学者の言葉を紹介され、平時からどこからどこまでが日本の領土なのか、国民の皆さんに理解してもらうことが最も大事な安全保障政策だと強くおっしゃっています。島根県民として県の領土である竹島の主権を主張することは必須であり、1日も早く竹島問題の平和的解決を求めるものです。よって、この意見書の提出に賛同します。議員諸氏の賛同を求めます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 反対討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。  
（ 「ありません」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。発議第1号に賛成の方の挙手を求めます。  
（ 挙手多数 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成多数。したがって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第60 閉会中の継続調査の付託 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第60、閉会中の継続調査の付託を、議題といたします。各委員長よりお手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに御異議はございませんか。
（ 「異議なし」の声あり ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~



( 日程第 6 1 議員派遣 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 6 1、議員派遣を、議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと存じます。これに御異議はありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

●漆谷議長（漆谷光夫） 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、お手元に配布したとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(閉会宣告)

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和 8 年第 2 回邑南町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

—— 午後 3 時 6 分 閉会 ——